

## 出力制御時の対応に関する具体的な内容について (オンライン指令の場合)

太陽光・風力発電所（以下「お客さま」といいます。）と関西電力送配電株式会社（以下「関西送配電」といいます。）の間で締結している「給電申合書」の第9条（2）「異常時の給電指令」および託送供給等約款 38「給電指令」ならびに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に定める要件により、発電出力の抑制（以下「出力制御」といいます。）の給電指令を実施する場合の対応について、具体的な内容を以下のとおり示します。

### 1 出力制御の基本事項

関西送配電の中央給電指令所（以下「中給」といいます。）は、需要に対する供給力の余剰を解消する必要があると判断した場合（以下「供給力余剰時」といいます。）、お客さまに対し発電停止を含めた出力制御の給電指令を行います。

### 2 出力制御の実施

- (1) 中給は、制御日の3日前より、出力制御の可能性有無をホームページに掲載します。
- (2) 中給は、お客さまの発電設備を出力制御する必要がある場合、お客さまに対し原則として前日17時頃に、当社のホームページに出力制御の見通しを公表します。この公表によりお客さまに対する出力制御の事前連絡とします。ただし、緊急を要する場合は予告なく出力抑制を行う場合があります。
- (3) 中給は、お客さまが持つ出力制御装置に対し、出力制御時間帯および出力制御指令値を遠隔で入力し、出力制御の給電指令を行います。
- (4) 中給は、当日の需給状況に応じて実需給断面での出力制御の時間帯や指令値変更、もしくは中断や再度出力制御を行う場合があります。

### 3 出力制御の実績管理

- (1) 関西送配電は、お客さまが持つ出力制御装置に対する出力制御の実施をもって出力制御の実績を管理します。
- (2) 関西送配電は、出力制御の給電指令の指令時間、指令値に基づき出力制御の日数・時間を管理します。
- (3) 出力制御の実績は本来制御と代理制御に割当し、各々の割当実績が事業者間で均等になるよう管理します。なお、代理制御割当分については費用精算がなされるため、FIT省令で規制されている無補償での出力制御上限（旧ルール：30日間/年、新ルール：360時間/年（太陽光）・720時間/年（風力））の実績には含みません。

#### 4 出力制御装置が通信異常となった場合

- (1) お客様設備に起因して通信異常が発生し、出力制御に係る情報を受信できない状態となった場合、発電設備の自動停止後に「給電申合書」の締結箇所へご連絡願います。  
通信異常が長期化する場合、電話等による給電指令に基づき出力抑制に応じることが出来る体制を確立した場合に限り運転可能となります。
- (2) 関西送配電の設備に起因して通信異常（以下「外部通信異常」という。）が発生し、出力制御に係る情報を受信できない状態となった場合、事前に送信された出力上限値以下に出力制御してください。また、出力上限値が送信されていない時間帯については、出力可能電力にて運転を継続することができます。なお、外部通信異常が長期化する場合、関西送配電はお客様と協議のうえ、中給からの電話等による給電指令に基づき出力制御を行う場合があります。

#### 5 発電設備等の譲渡等をした場合

お客様は発電設備等を第三者に譲渡する場合、第三者に使用させる場合、または管理者を第三者に変更する場合には「出力制御時の対応に関する具体的な内容について」を相手方にお伝え頂き、中給からの給電指令に従うことができるようにしてください。

#### 6 固定スケジュール事業者の対応

山間部等でインターネット環境の構築ができず、固定スケジュール運用としている場合は、メーカー等による作業にて予め関西送配電がホームページでお知らせする時期（3月上旬）以降、1年先までの出力制御スケジュール(固定スケジュール)の登録を行ってください。

以 上